

給付内容早見表

基本部分

●5口単位で表記していますが1口単位で希望口数に加入することができます。
●最低口数は3口です。上限は住宅の形態や広さで異なります。(P9を参照)

給付の種類	被害の程度	給付額 / 1口	加入口数 による給付額 (単位：万円)										給付額の計算と確認事項		
			5口	10口	15口	20口	25口	30口	35口	40口	45口	50口			
① 火災・航空機の墜落・車両突入・爆発等	全焼壊	100万円	500	1,000	1,500	2,000	2,500	3,000	3,500	4,000	4,500	5,000	共済金	罹災証明書で確認し、規定どおり給付します。	
	半焼壊	50万円	250	500	750	1,000	1,250	1,500	1,750	2,000	2,250	2,500			
	小焼壊	10万円	50	100	150	200	250	300	350	400	450	500			
	一部損壊	5万円限度	25	50	75	100	125	150	175	200	225	250	修繕金	罹災部分修理費用実額*の範囲内で給付します(家財、明らかなグレードアップは対象外)。	
② 風水雪凍害	全壊	15万円	75	150	225	300	375	450	525	600	675	750	共済金	罹災証明書で確認し、規定どおり給付します。	
	大規模半壊	10万円	50	100	150	200	250	300	350	400	450	500			
	半壊	7.5万円	37.5	75	112.5	150	187.5	225	262.5	300	337.5	375			
	準半壊(小壊)	5万円	25	50	75	100	125	150	175	200	225	250	修繕金	罹災部分修理費用実額*の範囲内で給付します(家財、明らかなグレードアップは対象外)。ただし、1万円/1口を超えてお支払いする場合があります(→P19)。	
	一部損壊	1万円限度	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50			
③ 浸水	1 床上浸水	7.5万円	37.5	75	112.5	150	187.5	225	262.5	300	337.5	375	共済金	罹災証明書で確認し、規定どおり給付します。	
	2 床下浸水	(10口まで)1万円	5	10	10.5	11	11.5	12	12.5	13	13.5	14	修繕金	11口以降は、1口あたり1割の給付額になります。ただし、罹災部分修理費用実額*の範囲内で給付します(家財、明らかなグレードアップは対象外)。	
④ 地震災害	1 損壊	全壊	(10口まで)5万円	25	50	52.5	55	57.5	60	62.5	65	67.5	70	修繕金	11口以降は1口あたり1割の給付額です。共済金扱いとして給付します。
		大規模半壊	(10口まで)3.5万円	17.5	35	36.75	38.5	40.25	42	43.75	45.5	47.25	49		
		半壊	(10口まで)2.5万円	12.5	25	26.25	27.5	28.75	30	31.25	32.5	33.75	35		
		準半壊(小壊)	(10口まで)1.5万円	7.5	15	15.75	16.5	17.25	18	18.75	19.5	20.25	21		
	一部損壊	(10口まで)1万円限度	5	10	10.5	11	11.5	12	12.5	13	13.5	14	修繕金	11口以降は1口あたり1割の給付額です。罹災部分修理費用実額*の範囲内で給付します(家財、明らかなグレードアップは対象外)。ただし1万円/1口を超えてお支払いする場合があります(→P20)。	
	2 火災	全焼	(500万円限度)20万円	100	200	300	400	500	500	500	500	500	500	共済金	罹災証明書で確認し、規定どおり給付します。ただし500万円限度(団体加入を含みません。)
		半焼	10万円	50	100	150	200	250	300	350	400	450	500	共済金	罹災証明書で確認し、規定どおり給付します。
		小焼	5万円	25	50	75	100	125	150	175	200	225	250	修繕金	罹災部分修理費用実額*の範囲内で給付します(家財、明らかなグレードアップは対象外)。
一部損壊		1万円限度	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50			
⑤ その他の住宅災害修繕金		(10口まで)1万円限度	5	10	10.5	11	11.5	12	12.5	13	13.5	14	修繕金	11口以降は、1口あたり1割の給付額になります。罹災部分修理費用実額*の範囲内で給付します(家財、明らかなグレードアップは対象外)。	
⑥ 生命共済見舞金		2万円	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100	見舞金		

注意事項 ● 保険法施行により「住宅あんしん共済」と「民間火災保険やその他共済」に重複加入している加入者は「民間火災保険等」からの給付が減額される場合がありますので、住宅あんしん共済までご相談ください。

●「基本部分①、②、④」および「自然災害特約⑦、⑧」の全焼・全壊の共済金を受取った場合、残り期間の権利を喪失します。ただし、新規加入することができます。(全焼・全壊以外の場合は、権利が継続します。)

●「基本部分①」の全焼壊で共済金を受取った場合「自然災害特約」からの給付がありませんので、残月数の掛金を返戻します。

●天災地変、暴動その他の事変による大災害についての火災、住宅災害および死亡については、運営委員会で審議の上、共済金、修繕金の全部または一部が給付されないことがあります。

※罹災部分修理費用実額とは、災害が直接的な原因で被害を受けた箇所を現状まで復帰させるためにかかった費用のことです。

給付内容早見表

自然災害特約

●5口単位で表記していますが1口単位で希望口数に加入することができます。
●基本部分の加入口数が上限です。

給付の種類	被害の程度	給付額 / 1口	加入口数 による給付額 (単位：万円)										給付額の計算と確認事項		
			5口	10口	15口	20口	25口	30口	35口	40口	45口	50口			
⑦ 風水雪凍害	全壊	70万円	350	700	1,050	1,400	1,750	2,100	2,450	2,800	3,150	3,500	共済金	基本部分②にプラスして給付します。	
	大規模半壊	50万円	250	500	750	1,000	1,250	1,500	1,750	2,000	2,250	2,500			
	半壊	35万円	175	350	525	700	875	1,050	1,225	1,400	1,575	1,750			
	準半壊 (小壊)	10万円	50	100	150	200	250	300	350	400	450	500			
	一部損壊	1万円限度	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	修繕金	基本部分②と合算し、罹災部分修理費用実額*の範囲内で給付します(家財、明らかなグレードアップは対象外)。ただし、1万円/1口を超えてお支払いする場合があります(→P23)。	
⑧ 浸水	1 床上浸水	7.5万円	37.5	75	112.5	150	187.5	225	262.5	300	337.5	375	共済金	基本部分③-1にプラスして給付します。	
	2 床下浸水	1万円	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	修繕金	基本部分③-2と合算し、罹災部分修理費用実額*の範囲内で給付します(家財、明らかなグレードアップは対象外)。	
⑨ 地震災害	1 損壊	全壊	30万円	150	300	450	600	750	900	1,050	1,200	1,350	1,500	共済金	基本部分④-1にプラスして給付します。
		大規模半壊	20万円	100	200	300	400	500	600	700	800	900	1,000		
		半壊	15万円	75	150	225	300	375	450	525	600	675	750		
		準半壊 (小壊)	10万円	50	100	150	200	250	300	350	400	450	500		
	一部損壊	1万円限度	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	修繕金	基本部分④-1と合算し、罹災部分修理費用実額*の範囲内で給付します(家財、明らかなグレードアップは対象外)。ただし、1万円/1口を超えてお支払いする場合があります(→P23)。	
	2 火災	全焼	30万円	150	300	450	600	750	900	1,050	1,200	1,350	1,500	共済金	基本部分④-2にプラスして給付します。
		半焼	15万円	75	150	225	300	375	450	525	600	675	750		
		小焼	10万円	50	100	150	200	250	300	350	400	450	500		
一部損壊		1万円	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	修繕金	基本部分④-2と合算し、罹災部分修理費用実額*の範囲内で給付します(家財、明らかなグレードアップは対象外)。	

注意事項 ● 保険法施行により「住宅あんしん共済」と「民間火災保険やその他共済」に重複加入している加入者は「民間火災保険等」からの給付が減額される場合がありますので、住宅あんしん共済までご相談ください。

● 「基本部分①、②、③」および「自然災害特約⑦、⑧」の全焼・全壊の共済金を受取った場合、残り期間の権利を喪失します。ただし、新規加入することができます。(全焼・全壊以外の場合は、権利が継続します。)

※ 罹災部分修理費用実額とは、災害が直接的な原因で被害を受けた箇所を現状まで復帰させるためにかかった費用のことです。

● 「基本部分①」の全焼で共済金を受取った場合「自然災害特約」からの給付がありませんので、残月数の掛金を返戻します。

● 天災地変、暴動その他の事変による大災害についての火災、住宅災害および死亡については、運営委員会で審議の上、共済金、修繕金の全部または一部が給付されないことがあります。